

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング

2. 日時: 令和2年7月3日(金) 13時30分～18時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議システムにて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、川末主任安全審査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 次長 他34名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、原子力科学研究所(以下「原科研」という。)原子炉施設の保安規定変更認可申請について、以下の説明があった。

◇原科研原子炉施設の保安規定について

○原科研原子炉施設の保安規定には、平常時の環境モニタリングの記載について記載はないが、実際には自治体との協定に基づいて環境モニタリングを行っている。今回、保安規定にどのように規定するかは原子力規制庁における整理結果を踏まえて、対応したい。

○品質管理基準規則の解釈については、原子力機構としての従来活動を踏まえ、どうすれば品質マネジメントシステムがうまく回るかを考えた上で、解釈の内容を反映するかを決めている。

◇核燃料サイクル工学研究所(以下「核サ研」という。)再処理施設、もんじゅ及びふげんの保安規定について

○もんじゅ、ふげんの保安規定における平常時の環境モニタリングの記載については、自治体との協定に基づき、原子力機構として従前から実施している内容を記載することを考えている。

○核サ研再処理施設における設計想定事象等に対する対応について、現在東海再処理施設安全監視チーム会合における議論を行っており、議論の結果を踏まえて、保安規定へ反映することを考えている。

◇人形峠環境技術センターの保安規定について

○関係法令及び保安規定の遵守のための体制、品質マネジメントシステムについては、主に保安規定第14条(品質マネジメント計画)において定めている。

○立ち入り制限区域の設定基準は、保安規定下位文書である要領書に定めている。

○加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項

は、保安規定の下位文書として要領書を定めている。また、使用施設についても同様に、保安規定下位文書である要領書に定めている。

- 人形峠環境技術センターでは、他の加工事業者と情報共有を行う仕組みがあるため、技術情報の共有に係る業務を行う者を定めており、得た技術情報は保安の向上に資するための措置を定めている。

(2)原子力規制庁から、以下のように伝えた。

- 排気監視設備・排水監視設備、放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法について、審査の基準では「使用の方法」を定めることになっているため、原子力機構として、これらに対する「使用の方法」をどのように考えているのか整理すること。
- 品質管理基準規則の解釈について、同解釈には要求事項の例示として示されているものもあれば、要求事項として設置変更許可の届出を踏まえて保安規定に反映する必要があるものもあると考える。今回の保安規定変更認可申請では、要求事項として含める必要のあるものが、反映されていないように思われるが、この点について原子力機構の考えを説明すること。
- 本日説明のあった内容を踏まえ、引き続き確認のうえ、必要に応じて説明を求める。

(3)原子力機構から、承知した旨の発言があった。

6. 配付資料

- ・加工施設保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表